

消費者センター職員を名乗り、口座番号を聞き出す！

事例1

最初、女性から電話があり、「以前被害に遭った床下工事関係契約の被害額70万円のうち、消費生活センターで調査すれば、15万円が返金される可能性があるので訪問したい。」と言われ、以前、高額な契約をしたことがあるので信用して訪問を了承した。しばらくして、消費生活センター職員と名乗る30代の男性が来訪し、過去に契約したクレジット契約書と銀行の通帳を見せてしまった。その後、男性は「連絡する」と言って帰って行った。

事例2

県の消費生活センターの職員を名乗る男性が訪問してきて、「あなたはリフォーム関係の悪徳業者と契約している。返金のための預金口座を教えて欲しい。」と言われ、預金口座番号を教えてしまったが不安だ。

事例3

県の消費生活センターを名乗る男性2名が訪問してきて、「お宅はリフォームしたことはありませんか。過去の業者がリフォームした顧客名簿にお宅の名前があがっていたので来た。」と言われ、過去に工事したことがあると告げると「リフォームの内容を詳しく調べる。」と言って、帰って行った。身分証の提示を求めたが持っていないとのことであり、不審に思い電話した。



被害にあわないための注意点

センター職員が訪問して、口座番号等を聞き出すようなことは一切ありません。身分証明書等の提示を求め、不審な相手であれば、警察へ通報しましょう。

うまい話には裏があります。疑ってかかりましょう。

個人情報悪用される恐れがあります。信用できない相手には、毅然とした態度で断りましょう。

岡山市消費生活相談室	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～12時、13時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、12:45～17時